

(様式 2)

京丹後市水道事業給水条例の一部改正（案）の概要

1 趣旨について

国より、一層の地域主権を推進するため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）が交付され、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部が改正されました。

これまで国の政令で全国一律に定められていた「水道の布設工事監督職員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格」について地方分権改革の観点から、政令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることになりましたので関係する給水条例に加えるものです。

2 条例の基本的な考え

国の定める基準と同一の内容とします。

3 内容

区 分	上水道	簡易水道
布設工事監督者を配置する工事	(1) 水道施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等）の新設 (2) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 (3) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事	
布設工事監督者の資格	(1) 学校教育法による大学の土木工学科若しくは、これに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくは、これに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(1) 学校教育法による大学の土木工学科若しくは、これに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくは、これに相当する課程を修めて卒業した後、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又は、これに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又は、これに相当する課程を修めて卒業した後、2 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又は、これに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又は、これに相当する課程を修めて卒業した後、3 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	(5) 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(5) 5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	(6) 前述の(1)又は(2)の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻	(6) 前述の(1)又は(2)の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻

	科において衛生工学若くは水道工学に関する専攻を終了した後、(1)の卒業者にあっては1年以上、(2)の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	科において衛生工学若くは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にあっては6箇月以上、第2号の卒業者にあっては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	(7)外国の学校において、前述の(1)若しくは(2)で規定する課程及び学科目又は(3)若しくは(4)に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ(1)～(4)に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ(1)～(4)に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(7)外国の学校において、前述の(1)若しくは(2)で規定する課程及び学科目又は(3)若しくは(4)に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ(1)～(4)に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ(1)～(4)に規定する最低経験年数の1/2以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	(8)技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(8)技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
区 分	上水道	簡易水道又は1日最大給水量が1,000m ³ 以下である専用水道
水道技術管理者の資格	(ア)簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者	(ア)簡易水道の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
	(イ)学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、旧中等学校令による中等学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、大学等を卒業した者については4年以上、短期大学又は高等専門学校等を卒業した者については6年以上、高等学校又は中等教育学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(イ)学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、旧中等学校令による中等学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、大学等を卒業した者については2年以上、短期大学又は高等専門学校等を卒業した者については3年以上、高等学校又は中等教育学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	(ウ)10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(ウ)5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	(エ)学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、旧中等学校令による中等学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びに、これらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、大学等の卒業生については5年以上、短期大学または高等専門学校等の卒業生については7年以上、高等学校又は中等教育学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験	(エ)学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、旧中等学校令による中等学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びに、これらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、大学等の卒業生については2年6箇月以上、短期大学または高等専門学校等の卒業生については3年6箇月以上、高等学校又は中等教育学校の卒業生については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務

<p>を有する者</p> <p>(オ) 外国の学校において、先の(2)で規定する学科目又は(エ)で規定する学科目に相当する学科目修めを、それぞれで規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>に従事した経験を有する者</p> <p>(オ) 外国の学校において、先の(2)で規定する学科目又は(エ)で規定する学科目に相当する学科目修めを、それぞれで規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの卒業者ごとに規定する最低経験年数の1/2以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(カ) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を終了した者</p>	<p>(カ) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を終了した者</p>